

	施設	Q	A
1	飲食店	<p>京都市、山城・乙訓地域（※）の飲食店は、「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の認証を受けていなければ営業ができないのか。</p> <p>※ 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村</p>	<p>「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の認証を受けられていない場合でも、以下の要請に従って営業していただくことができます。</p> <p><「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の認証を受けていない飲食店への要請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮：5時から20時まで ・酒類提供：11時から19時30分まで ・営業にあたっての要請事項の遵守 <p>上記の他、飲食時の注意事項として 飲食店の利用時は、「きょうとマナー」を守っていただくよう要請。</p> <p>（参考：京都府ホームページ「使用制限対象施設一覧」） https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/030928_sisetuitiran.pdf</p>
2	飲食店	<p>「新型コロナウイルス感染防止対策認証店」になるにはどうすればよいか。</p>	<p>認証店になるためには、基準に基づく感染防止対策を実施していただき、申請をし、訪問調査を受ける必要があります。 申請方法等については、下記の府ホームページをご覧ください。</p> <p>▼（京都府ホームページ）京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html （インターネットが利用できない場合は、京都府広域振興局・市区町村の窓口に配架している申請書を郵送してお申し込みください。）</p>
3	飲食店	<p>京都市、山城・乙訓地域に所在している飲食店で、「新型コロナウイルス感染防止対策認証店」に申請中だが、いつから認証店として5～21時（酒類提供は11～20時30分）の営業が可能か。</p>	<p>認証された日以降は、「新型コロナウイルス感染防止対策認証店」に対する要請に従って営業することができます。申請中は、「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の認証を受けていない飲食店への要請に従ってください。</p> <p>認証の状況は、認証制度ホームページに掲載している認証店一覧をご確認ください。インターネットをご覧になれない場合や府ホームページでの店舗名の掲載を希望されなかった場合は、「新型コロナウイルス感染防止対策認証店」のステッカーが届いた日以降、認証店への要請に従って営業してください。</p> <p>▼（京都府ホームページ）京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html</p>
4	飲食店	<p>結婚式場や披露宴会場で飲食を提供することは可能か。</p>	<p>結婚式場は、飲食店等への要請に従っていただき、飲食の提供をお願いします。</p>
5	飲食店	<p>京都市、山城・乙訓地域に所在している飲食店で、通常営業が21時に閉店していた「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の認証を受けていない飲食店が、要請期間中に認証を取得し、要請期間終了まで継続して20時までの時短営業をした場合、認証取得後の期間は協力金の対象となるのか。</p>	<p>「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の認証を取得された日以降は、認証店舗に対する営業時間短縮の要請（5～21時（酒類提供は11～20時30分））にご協力いただくこととなりますので、通常の営業時間が21時までの場合は、営業時間の短縮を行っていただく必要はありません。</p> <p>認証取得後に、自主的に20時までの営業時間短縮を継続された場合、認証取得後の期間は営業時間の短縮に対する協力金の対象とはなりませんのでご注意ください。</p>
6	飲食店	<p>南丹・中丹・丹後地域（※）に所在している飲食店で、京都市、山城・乙訓地域の飲食店と同様に営業時間短縮に協力した場合、協力金は出るのか。</p> <p>※福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町</p>	<p>南丹・中丹・丹後地域については営業時間の短縮要請を行っておりませんので、営業時間短縮の協力金の対象にはなりません。</p>